

会 議 録 目 次

令和２年第６回海田町議会定例会（第３日目）

令和２年９月１１日（金）午前９時００分 開議

日程第１	認定第１号	令和元年度決算の認定について……………	３
日程第２	認定第２号	令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	３
日程第３	発議第４号	政党助成金制度の廃止を求める意見書案……………	７
日程第４	発議第５号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激 な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案……………	９
日程第５	発議第６号	公立・公的医療機関の「再検証」要請の白紙撤回及び地 域医療構想の見直しに関する意見書案……………	１１
		（閉 会）……………	１２

令和2年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年9月1日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月11日（金）午前9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                |
|-----|---------|-----|----------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子        |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信        |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠            員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公        |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生        |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一        |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男        |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治        |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町           | 長 | 櫻 竜 俊   |
| 教 育           | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次         | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 下 水 道 担 当 参 事 |   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課         | 長 | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課      | 長 | 中 下 義 博 |
| 財 政 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課         | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課         | 長 | 片 山 茂   |
| 防 災 課         | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 町 民 生 活 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課         | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     |   | 中 川 修 治 |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 森 山 真 文 |

生涯学習課長 脇本 健二郎

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 倉本 勇 登  
主 査 水 野 啓 太  
主 任 辻 千奈美

10. 議 事 日 程

日程第1 認定第1号 令和元年度決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第3 発議第4号 政党助成金制度の廃止を求める意見書案

日程第4 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案

日程第5 発議第6号 公立・公的医療機関の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直しに関する意見書案

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しております。本日も体調管理の観点から、議員及び執行部の皆様におかれましては上着の脱衣を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第5に至る各議案でございます。

○議長（桑原） 日程第1、認定第1号、令和元年度決算の認定について及び日程第2、認

定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この2件につきましては、去る9月1日の本会議において、決算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会、下岡委員長。

○7番（下岡）決算審査特別委員会委員長の下岡です。令和元年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は、令和2年9月1日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。付託案件は、まず認定第1号、令和元年度決算の認定についてで、内容は、令和元年度における海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。次に、認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございました。審査経過については、9月1日本会議において議員13名で設置された本委員会は、9月8日に委員会を開催し、審査案件について町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査しました。審査内容については、お手元の報告書に記載しておりますので省略させていただきます。

最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、令和元年度決算の認定については賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上で、決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、各議案について順次、採決を行います。まず、認定第1号、令和元年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、これから討論を行います。まず反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）令和元年度決算認定について反対討論を行います。

反対をする主な理由の一つは、一般会計、特別会計等、消費税10パーセントを導入した予算や税や料の引上げで、町民負担増を押し付けたからです。また、納得しないのに

23項目にわたって消費税分を引き上げたからでございます。納税するのは海田町下水道使用料と水道料金のそのメーター使用料のみであります。根拠のない便乗値上げであるというように判断をいたし、地方自治体のあるべき姿ではありません。毎回取り上げておりますが、31年間、国民負担の消費税は397兆円、逆に法人税負担税の減収は298兆円、約75パーセント、大企業の減税を中心に充てられております。逆に社会保障は各種悪くなり、毎年のように、各特別会計の料金は引き上げられております。また、2018年3月にはマツダの売上高2兆6,359億円の輸出割合は83.3パーセント、何と767億円が海田税務署からマツダに還付をされております。これは全国8税務署、赤字になっておりますが、第3位と聞いております。税率が上がれば上がるほどこの還付額は自動的に増える仕組みになっております。私たちは、全て反対をしているわけではありません。委員会審議や主要施策の成果に関する説明書で見れば、少ない人数の下でこれまでにない100年に1度という大災害があり、その上、新型コロナ対策等、昼夜問わず、町長、教育長をはじめ、町職員関連機関など、全職員の団結の下で一丸となって、復旧復興、コロナ対策をされております。敬意を表し、感謝を申し上げます。一日も早く平常の日々に戻ることを願うものです。決算委員会の賛成討論に、公民館の建設や防災ライブカメラ設置、浸水対策の強化、庁舎の整備、海田町総合公園グラウンドの整備、魅力づくりのPR事業、介護保険料町民税非課税の世帯の保険料の軽減、災害に対する生活支援、令和2年度4月からの中学校給食の開始に伴い、配送用トラック搬入、改修は、これは全会一致で可決いたしました。役場の位置を定める条例改正、中店小学校線改良事業等は、私どもは積極的に提案をし、発言をし、賛成をしてきたところです。賛成討論をする場合、良いところだけ取って討論をしないほしい。私が今反対の理由を述べた、暮らしに直結する税や料の引上げを含んでいるこれらの問題点を討論の中で発言をし、特に消費税は弱者、低所得者ほど負担率が多いことになります。消費税を引き上げるために景気の悪化が急速に進んでおるために、国民の購買力が伸びないため、景気回復はますます悪化をしております。これらをどうするのか賛成討論で明らかにしてほしいというように考えます。最後に、議員発議で令和2年3月3日、西田祐三町長に対する問責決議案可決、2名の議員から提案をされて、問責決議は採決の結果、賛成10人、反対4人で、賛成多数で可決をされました。内容は議会を度々中断、議案の説明不十分、議会軽視も甚だしいなど、議会運営、会議進行に問題が発生、提案し可決されました。問責決議は法的拘束力はないとしても、町長の責任を問うこと、担当者を問責することでございます。

す。私は、議会の在り方、執行部の在り方を、お互いが知恵と工夫で配慮し、研究し、改善しなければ、どちらも信頼をなくして、議会と執行部がぎくしゃくし、執行部は議会や委員会が開かれるたびに発言について萎縮をして、良いまちづくりはできないと感じます。このことを許し続けると、17人町長がいることにつながってまいります。あくまでも1対16です。私は、広島県議会の本会議や各委員会の進行などと比べれば雲泥の差があるというように思います。執行部との癒着は許しませんが、議会の議員の良識と立場を改善することを望み、反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○2番（小田）2番、小田です。認定第1号、令和元年度決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

令和元年度においては、海田公民館及び織田幹雄記念館の大規模整備事業を完成させるとともに、平成30年豪雨災害に係る災害復旧復興事業及びインフラ強靱化に、切れ目なく取り組まれました。また、子育てしやすい環境整備、誰もが健康で安全・安心して暮らせるまちづくり、海田町の魅力発信など当初の目標事業を幅広く確実に執行されております。私たちがここで論ずるべきことは、海田町の一般会計及び各特別会計の決算についてであり、執行部が執行した予算についてそれが適正、適法になされたものかどうかということでございます。先ほどの委員長報告にございましたように、決算審査の審議内容において、適正、適法に執行されていることは認められております。したがって、令和元年度決算に賛成をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。認定第1号について委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、認定第1号は認定することに決めます。

続いて、認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより認定第2号について採決いたします。お諮りいたします。認定第2号について委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することに決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、発議第4号、政党助成金制度の廃止を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。発議第4号、政党助成金制度の廃止を求める意見書案を読み上げて提案理由とさせていただきます。

政党助成金制度は、1994年に政党助成法を含む政治改革四法が成立し、導入されました。国が政党に対し、政党交付金による助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発展の促進及びその公明と公正な確保を図り、もって民主的政治の健全な発展に寄与することを目的とした制度であります。

政党助成金制度が導入されて26年が経とうとしている。金権腐敗政治の温床である企業・団体献金の廃止を理由に、国民一人あたり250円、年間約320億円の税金が交付されており、この間の総額は約8,000億円に上ります。

本来、政党の政治資金は、自主的、自立的に賄われるべきものであり、国民の税金から政党が活動資金を分け取りすることは、政党を支持しない国民にも事実上の献金を強制するものであり、憲法が定める思想信条の自由や政党支持の自由に反するものである。

昨年、参議院議員選挙で、広島県選挙区の選挙違反の買収事件の1億3,000万円は政党助成金が充てられていると一部のマスコミ等で報道されております。また、国政選挙のたびに政党助成金を目当てに離合集散が繰り返されるなど、政党助成金制度の悪害は深刻となっております。

政党は国民の中で活動し、国民の支持を得て政党の活動資金を作るというのがあるべき姿であります。また、行政や国会が身を削るというのなら、政党助成金を削る方が効果的であり、それは457人分の国会議員の経費削減に匹敵するからであります。

よって、海田町議会は、政党助成金制度の廃止を強く要求をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。発議第4号、政党助成金制度の廃止を求める意見書案に反対の立場で討論いたします。

政党助成金は、政党が特定の企業や労働組合、団体などから政治資金を受け取ることを制限する代わりに、広く国民が政党活動を資金的に支える仕組みを設け、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図っております。政党助成金を減らすべきだ、廃止するべきだという主張がありますが、民主政治の健全な発展に寄与することを目的としており、適正な政治活動を行うため認められた制度であります。以上のことから、発議第4号に反対するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）政党助成金制度の廃止を求める意見書案に賛成討論を行います。

日本共産党は、政党助成金を受け取らず、制度の廃止を強く主張しているのは、次の理由からです。一つには、国民には政党を支持する自由も支持しない自由もあります。政党助成金とは国民の税金の山分けですから、支持していない政党に献金することを事実上強制するものです。思想及び信条の自由を踏みにじる憲法違反の制度だからです。具体的には私の250円分の税金が支持もしない自民党や公明党に助成をしていることになります。二つ目には、政党の政治資金は、国民との結びつきを通じ、自主的に作るべきであります。税金からの分け取りは、本来の在り方に根本的に反し、政党の墮落と国民無視の政治を助長する制度だからです。政党助成金320億円となり、廃止することによって、国会議員457人削減するのと同じことです。政党助成金も企業献金も団体献金も受け取らない党だから信頼できるという声は国民の中に広くあり、有権者の個人献金を基本とする日本共産党の財政活動は信頼の大きな源泉となっております。一部受け取って有効に使えばとの意見もありますが、憲法違反のお金を受け取ること自体が国民への背信行為になり、また制度の廃止を目指す世論の結集にも逆行することになると私は

考えております。有権者一人ひとりが個人献金によって政治活動を支えるという当たり前の姿を実現してこそ、政治家が本当に国民のものになるのではないのでしょうか。河井克行衆議院議員、案里参議院議員は東京地検特捜部に逮捕され、昨年夏の参院選挙で大がかりな買収をやった疑いです。しかも、その原資となったのが1億5,000万円は自民党本部から出されたものです。金に色はついておりませんが、政党助成金がこうしたことに使われたことは明らかです。つまり、国民が納めた税金を選挙での買収に使ったということにつながります。こうした豊富な資金を背景に河井案里の陣営はすさまじい宣伝戦を展開いたしました。公示前から、選挙区である広島県内に大量のビラを配布しております。街頭宣伝においては大量ののぼりも立ち、また、自動音声による大量の電話を掛けられました。また、120人とも言われる直接買収選挙事件も起こりました。当然、こうしたことは莫大な金がかかります。しかし、1億5,000万円という膨大な資金でやってのけたのです。同時に、このような議員を河井法相に任命した首相の責任は重大です。この問題も含めて、いろいろな追及逃れのため、国会を延長せず、閉会してしまって、とうとう病気を理由に、総理を辞めざるを得なくなりました。政党交付金は買収に使うためのものではありません。自民党は政党交付金ではないと言い張るでしょうけれども、金には色は付いておりません。このような支出が、どうして政党助成金、交付金でないと言い切れるのでしょうか。以上の点を強く強調して、本当の政治の在り方を皆さんと一緒につくるためにも、皆さんの賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第4号について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立少数と認めます。よって、発議第4号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、発議第5号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大江議員。

○５番（大江）５番議員、大江です。発議第５号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について、読み上げて提案いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一部財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要の対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

一つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

二つ、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

三つ、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じると共に、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

四つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

五つ、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で、発議第５号の提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。これより発議第５号について採決を行います。

お諮りいたします。発議第5号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第5、発議第6号、公立・公的医療機関の再検証要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直しに関する意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。富永議員。

○3番(富永) 3番議員、富永です。発議第6号、公立・公的医療機関の再検証要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直しに関する意見書案について、読み上げて提案いたします。

5月25日に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が解除された。これにより、外出自粛や施設の使用制限などの緩和が行われ、経済活動が再開された。しかし、新型コロナウイルス感染症は全国各地で再び感染が広がりつつある。専門家からも第2波の可能性が指摘されており、引き続き予断を許さない。

感染経路が不明な感染者数が6月から7月にかけて急増し、都市部において感染症ベッドが逼迫し、PCR検査も満足に実施することもできない状態が続き、日本中のどこでパンデミックが発生し、医療崩壊が起こっても不思議のない状態が続いている。

いまだ収束していない新型コロナウイルス感染症のたたかいの中で、私たちは新型コロナウイルスの恐ろしさを目の当たりにし、感染を封じ込めることがいかに至難の業であるかを経験した。同時に、先進諸国と比較して、日本の医療従事者の人数も感染症ベッドも医療設備も脆弱であり、日本の医療は医療従事者の献身的な努力により、薄氷の上で成り立っていることが明らかになった。

このような中で、国は昨年9月に突然発表したベッドの削減を前提とした、公立・公的医療機関の再検証要請について、いまだ撤回も修正もしていない。また、その統廃合の基礎となる地域医療構想についても推進する姿勢を崩していない。私たち国民が新型コロナウイルス感染症のたたかいの中で学んだことは、医療体制を強化させなければ、国民のいのちを守ることができないということであり、医療機関の再編統合では断じてない。

よって、国においては、公立・公的医療機関の再検証要請の白紙撤回及び地域医療構

想の見直しのため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一つ、公立・公的医療機関の再検証要請を白紙撤回すること。

二つ、地域医療構想について、住民自治の原則に基づき、自治体が主体となって地域住民の声を反映させながら充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で、発議第6号の提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑討論は省略いたします。

これより、発議第6号について、採決を行います。お諮りいたします。発議第6号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決した意見書については、関係機関に送付をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和2年第6回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。9月1日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただき、ありがとうございます。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望はこれからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（桑原）本定例会において、不適切な言辞がございました。後刻、記録を調査し、措置をいたしますので、よろしくお願いいたします。また、議事進行に一部不十分な点がございました。今後、注意をいたします。

以上で、令和2年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労様でした。

午前9時38分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員